

○南風原町地域公共交通会議設置要綱

令和 5 年11月22日要綱第39号

南風原町地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第 1 条 南風原町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃、料金等に関する事項
- (2) 本町が運営する有償旅客輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第 3 条 交通会議の委員は、次に掲げる者で構成し、町長が任命又は委嘱する。

- (1) 町民又は利用者の代表
- (2) 学識経験者
- (3) 内閣府沖縄総合事務局長又はその指名する者
- (4) 一般社団法人沖縄県バス協会の代表者又はその指名する者
- (5) 一般社団法人沖縄県ハイヤー・タクシー協会の代表者又はその指名する者
- (6) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (7) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体を代表者又はその指名する者
- (9) 町長が職員のうちから指名する者
- (10) 道路管理者、沖縄県警察その他の交通会議が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が選任される前に行われる会議は、町長が招集する。

2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。

3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、やむを得ない事由のため交通会議に出席できないときは、その旨を会長に届け出て、自らが所属する団体又は機関の者を代理人として出席させることができる。

5 会長が必要と認めるときは、委員に書面による賛否を求め、交通会議の議決に代えることができる。

6 交通会議は、原則として公開する。ただし、個人情報の取扱いについては、十分配慮し、必要に応じて非公開とする等の適切な措置を講ずるものとする。

(書面等による会議)

第7条 会長が必要と認めるときは、委員の招集を行わず、書面その他の方法（以下「書面等」という。）によって、委員の意見を求めることができる。この場合において、書面等による会議を交通会議に代えることができる。

2 前項の書面等による会議においては、前条第1項から第3項までの規定を準用する。

(関係者の出席)

第8条 交通会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第9条 交通会議に、専門的事項を調査研究するため必要に応じ専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を総理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

6 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(傍聴の手続)

第10条 会議を傍聴しようとする者は、氏名、住所及び連絡先を南風原町地域公共交通会議傍聴者受付簿（別記様式）に記入し、係員の指示に従って傍聴しなければならない。

2 前項の受付簿に記入した者のうち、会長が許可した者は、交通会議を傍聴することができる。ただし、会長は、次の各号に掲げる場合においては、退場を命ずることができる。

(1) 第6条第6項の規定により非公開としたとき。

(2) 傍聴者が交通会議の秩序を乱し、又は妨げるような行為をするとき。

(3) その他交通会議の円滑な進行を図るために会長が指示する事項に従わないとき。

3 傍聴者は、会長が退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

4 会長は、傍聴しようとする者が多数であるときは、傍聴者の人数を制限することができる。この場合において、制限する人数や調整方法については、会議室等の状況を勘案し、会長がその都度決定するものとする。

(協議結果の取扱い)

第11条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に務めるものとする。

(庶務)

第12条 交通会議の庶務は、経済建設部まちづくり振興課において処理する。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別記様式（第10条関係）

南風原町地域公共交通会議傍聴者受付簿

No.	氏名	住所	連絡先
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			